

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及びグループ企業は、経営の透明性と健全性を確保し、意思決定と執行の迅速化を進めることにより継続的に企業価値を高めていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠エネクス株式会社	10,520,400	16.20
明治安田生命保険相互会社	4,200,000	6.46
コスモ石油株式会社	3,945,527	6.07
シナネン取引先持株会	2,464,581	3.79
出光興産株式会社	2,369,040	3.64
シナネン従業員持株会	1,319,081	2.03
株式会社三井住友銀行	1,303,935	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,199,000	1.84
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,194,000	1.83
みずほ信託銀行株式会社	1,170,000	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無 -----

親会社の有無 なし

### 補足説明

-----

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-----

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-----

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名  
 定款上の取締役の任期 2年  
 取締役会の議長 社長  
 取締役の人数 更新 6名  
 社外取締役の選任状況 選任している  
 社外取締役の人数 1名  
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
重森 豊	他の会社の出身者								△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重森 豊	○	重森氏は、明治安田生命保険相互会社の出身であり、同社とは通常の保険取引を行っています。	豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、独立した立場で適切な意見を述べて頂ける方を社外取締役に選任しています。また、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査に関する計算書類、附属明細書ほかの説明及び報告を受けます。また、必要があれば打合せ、会合等が開催できる体制にあります。

また、当社の内部監査は社長直轄の監査部によって行なわれています。監査部の内部監査の結果報告は直接監査役にも提出され、必要があれば、監査部は監査役に説明及び報告等を行いません。また、支店、子会社の監査を含む年間スケジュールは、監査役と監査部が打合せの上策定し、監査の内容に応じて個別または共同で監査業務を行いません。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
夢野 裕之	他の会社の出身者									△	△			
塩津 務	他の会社の出身者													
斎藤 昌治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
夢野 裕之		夢野氏は、伊藤忠エネクス株式会社出身であります。同社は当社の主要株主であり、当社と石油製品等の取引を行っています。	エネルギー業界における豊富な経験と高い見識を監査役として活かしていただけると判断し、選任しています。
塩津 務		-----	弁護士としての専門的知識・経験等を監査役として活かしていただけると判断し、選任しています。
斎藤 昌治	○	-----	公認会計士としての専門的知識・経験等を監査役として活かしていただけると判断し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況                      その他

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬については、業績等を勘案して決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況                      個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無                                      なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役は例外なく取締役会への招集を受け、他の取締役、監査役同様に議案提出部署から説明等を受けられる体制になっています。社外取締役及び社外監査役への取締役会招集通知、資料等は他の者へのものと同様に発送されます。また、社外監査役については、役付取締役で構成される経営会議への参加資格を有しており、重要な経営の情報に接し、意見表明できる体制にあります。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行については、その重要性により、法令・定款の他、取締役会規程及び決裁規程等により、決裁権限を区分しております。代表取締役社長の業務執行を補佐する機関として経営会議を設置しています。経営会議は役付取締役及び監査役で構成され、経営方針や経営の重要事項について協議します。

取締役及び監査役の候補者指名は、代表取締役の推薦を受け取締役会で決議されます。監査役の候補者指名については監査役会の同意を得ます。

役員報酬は、内規を基本として、取締役報酬については取締役会で、監査報酬については、監査役の協議により監査役会で決定されます。決定される報酬額は当然に株主総会で決議された報酬額内です。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社として、監査役4名のうち社外監査役3名により、経営監視体制の強化と中立性・公正性を確保しています。また、社外監査役3名は、独立した立場として取締役会に出席し、それぞれの専門知識を活かし、積極的に意見具申を行っています。さらに、社外取締役1名を選任しており、コーポレートガバナンスの強化に努めています。これらの体制により、経営に対する監督機能を果たすことが十分に可能と考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より前倒しの発送を実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	一般的に株主総会が集中すると思われる日は避けるようにしています。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォーム及び当社ホームページにて掲載しています。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IRサイトを設置して、「株式情報」「経営戦略」「IRライブラリ」「IRメール」「English」等のサブタイトルのもと各資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に広報IRチームを設置しています。	
その他	株主通信の発行、機関投資家訪問や電話取材への対応により、投資家の方々とのコミュニケーションに努めています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	シナネングループ企業行動憲章において、社会的責任の実践について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	シナネングループ企業行動憲章において、地球環境の重要性を認識し、積極的に環境問題に取り組むことを規定しています。また、毎年、全国の小学生を対象に「いつもありがとう作文コンクール」を開催して、感謝の気持ちを育む社会貢献活動を継続的に行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	シナネングループ企業行動憲章において、企業情報を適宜適切に開示することを規定しています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は当社グループの企業行動憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令遵守を当社グループのあらゆる企業活動の前提とする。
  - (2) 当社はチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。
  - (3) チーフ・コンプライアンス・オフィサーはコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、コンプライアンス違反の再発防止策の指示、研修の実施等を行う。特に重要な問題は、リスク・コンプライアンス委員会で審議し、取締役会及び監査役会に報告する。
  - (4) 当社は内部通報制度として社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口を設け、コンプライアンスに関わる情報の確保に努める。
  - (5) 当社は反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は文書管理の基本事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存及び管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は常時、前号の情報を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社はリスク管理に関する社内規程を制定し、事業遂行におけるリスクを明らかにし、リスクに応じた的確な管理を行う。
  - (2) 会社を運営するうえで発生または遭遇するリスクに対して組織規程による各職制がそれぞれに与えられた権限と責任に応じて管理する。
  - (3) 内部監査部門は原則として監査計画に基づき、リスク管理の状況について内部監査し、社長に報告する。
  - (4) 当社はリスク・コンプライアンス委員会を設置して、当社及びグループ企業のリスク及びリスク管理状況のたな卸しを行い、必要に応じてリスク管理の向上を図る方法及びリスクを低減させる方法を社長に提案する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は中期経営計画を策定し、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算等を定めるとともに、月次業績のレビュー及び改善策を実施する。
  - (2) 当社は職務分掌及び意思決定ルール等を社内規程に定め、迅速で効率的な職務執行体制を確保する。
  - (3) 当社は経営会議及びグループ経営会議等を設置して、社長の意思決定を補佐する。
5. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 事業会社管理規程を制定し、グループ企業の重要な情報について当社への報告を義務付ける他、グループ企業各社に取締役を派遣して、適切な管理・監督を行う。
  - (2) 当社グループ共通のリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会がグループ企業のリスク及びコンプライアンスを統括的に管理する。
  - (3) 当社が設置する社内相談窓口及び外部弁護士相談窓口はグループ企業の全役員・社員が利用できるものとし、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
  - (4) 内部監査部門は必要に応じてグループ企業の内部監査を行い、業務の適正をチェックする。
  - (5) 当社グループ共通の会計管理システム及びキャッシュ・マネジメント・システムの導入により当社グループ全体の業務効率及び資金効率向上を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役を補助する使用人は内部監査部門の従業員より選任し、監査役の指示によりその職務を行う。
  - (2) 前号の使用人は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。
7. 前項の使用人について、取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役との協議により内部監査部門が行う内部監査は、取締役の指揮命令を受けない。
  - (2) 監査役を補助を行う使用人の人事については、監査役会の同意を得なければならない。
8. 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制
  - (1) 取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告するものとする。
    - 1) 毎月の経営状況に関する重要な事項
    - 2) 内部監査部門が行う内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - 3) 内部通報制度の通報状況及び内容
    - 4) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - 5) 重大な法令・定款違反
    - 6) その他コンプライアンス上重要な事項
  - (2) 当社グループ企業の全役員・社員は前号4)から6)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
  - (3) 前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は社長、リスク・コンプライアンス委員長並びに会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
  - (2) 監査役からその職務の執行について前払いはまたは償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。
10. 財務報告の適正性を確保するための体制  
当社及びグループ企業は経理規程その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の充実を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 反社会的勢力との関係はコンプライアンス違反であると認識し、その取引等は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じてまいります。
1. グループ行動憲章及び内部統制システム構築に関する基本方針に、反社会的勢力との関係断絶を明記した上で公表し、その意思をグループ内部及び外部に対してアピールいたします。
  2. 対応統括部署を総務法務部とし、不当要求防止責任者を任命し、不当要求防止責任者は、外部の講習等に参加し、これをグループ内にフィードバックいたします。
  3. 外部専門団体に加入し、情報収集に努めるとともに、問合せ、有事の際の指導を受けられる体制を整えます。



## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無                      なし

---

該当項目に関する補足説明

---

----

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

----



当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは以下のとおりです。

—————▶ : 選任、選定、監査  
 ◀----- : 協議

